

議案第 1 1 2 号

藤岡市鬼石用水管理条例の全部改正について

藤岡市鬼石用水施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日可決

藤岡市長 新 井 利 明

藤岡市条例第 号

藤岡市鬼石用水施設の設置及び管理に関する条例

藤岡市鬼石用水管理条例（平成 1 7 年条例第 7 7 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 農業経営に必要な用水を供給して農業生産の発展に寄与するため、藤岡市鬼石用水施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 藤岡市鬼石用水施設

位置 藤岡市三波川 1 7 5 0 番地

（管理）

第 3 条 市長は、施設を常時良好な状態で管理し、維持しなければならない。

（行為の制限）

第 4 条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損壊すること。
- (2) 土砂、ごみ、汚毒物その他これらに類するものを投棄すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設の保全又は使用に支障を及ぼす行為

（使用許可）

第 5 条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、農業用水の供給を受ける目的以外の目的で施設を使用しようとする

る者に対して、前項の規定による施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）をすることができない。

（目的外使用等の禁止）

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の中止）

第7条 使用者は、施設の使用を中止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る使用許可は、その効力を失うものとする。

（使用許可の取消し）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 管理上支障があると市長が認める使用をしたとき。
- (3) 他の使用者の使用に著しく影響を及ぼす使用をしたとき。

（使用料）

第9条 使用者は、施設により農業用水の供給を受ける農地1アール当たり年額350円の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該農地が1アール未満のときは1アールとし、1アール未満の端数があるときはこれを四捨五入して、使用料を算定する。

2 市長は、使用の目的が公益によるものと認めた場合又は特に必要と認めた場合は、使用料を減免することができる。

（原状回復の義務）

第10条 使用者は、施設の使用が終わったとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に復し、市長の検査を受けなければならない。

2 使用者が前項の義務を怠ったときは、市がこれを行い、その費用を当該使用者から徴収する。

（賠償責任）

第11条 使用者又は第三者が、施設を損壊したときは、原状回復に要する費用を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の藤岡市鬼石用水管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の藤岡市鬼石用水施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。